

說 明 資 料

第1 平成23年度社会・援護局援護関係予算案について

【22年度予算】

【23年度予算案】

46,140百万円

→

42,808百万円※

※社会・援護局（援護）計上分 33,150百万円

※社会・援護局（社会）計上分 9,658百万円

1 援護年金 31,132百万円 → 27,060百万円
 (受給人員 16,455人 → 14,531人)

2 戦没者慰霊事業の推進 1,402百万円 → 2,234百万円

うち、平和を祈念するための硫黄島特別対策事業 174百万円 → 1,160百万円

※遺骨帰還関係経費150百万円→1,110百万円、慰霊巡拝関係経費24百万円→50百万円

○国内最多数の御遺骨が眠る硫黄島において、政府一体となって御遺骨の帰還や戦没者の慰霊を推進する（22年度補正予算にて約1.9億を措置。合計13.6億円）

(1) 遺骨帰還等 874百万円 → 1,766百万円

(2) 戦没者遺児による慰霊友好親善事業 334百万円 → 283百万円

(うち、洋上慰霊経費 154百万円 → 0百万円)

(3) 全国戦没者追悼式挙行経費 132百万円 → 133百万円

3 戦傷病者等の妻に対する特別給付金の支給 0 → 43百万円
 (支給事務費)

4 中国残留邦人等の援護等 11,536百万円 → 11,703百万円

(1) 中国残留邦人等に対する支援 11,371百万円 → 11,506百万円

※上記のほか、職業安定局において生活支援と連動した職業相談に係る経費23百万円を計上

(2) 戦没者等援護関係資料の整備 165百万円 → 197百万円

※百万円単位で四捨五入しているため、各欄の増減が一致しない場合がある。

※本主管会議資料において、平成23年度予算案に関する記載は、国会審議過程において修正の可能性が有る。

第2 昭和館・しょうけい館の入館促進について

昭和館は、国民が経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を後世代の人々に伝えていくために、厚生労働省が平成11年3月に開設した国立の施設であり、常設展示室における実物資料の展示等を行うとともに、特別企画展を毎年開催し、また、図書・映像・音響資料の閲覧事業、関連情報提供事業等についても併せて行っている。

しょうけい館は、戦傷病者及びその妻等が体験した戦中・戦後の労苦に係る資料及び情報を収集し、保存し、展示することにより、後世代にその労苦を伝えることを目的として、厚生労働省が平成18年3月に開設した国立の施設であり、昭和館と同様に常設展示室における展示や、図書・映像・音響資料の閲覧事業、関連情報提供事業等を行っている。

厚生労働省としては、両館の情報を厚生労働省ホームページ等へ掲載するとともに、両館の来館者の促進につとめているところであり、今後ともあらゆる機会を捉えて全国に広報を行う予定であるが、都道府県及び市区町村におかれても、小中学生等の来館が促進されるよう、教育部門との連携等についてご配慮いただきたい。

第3 戦後強制抑留者特別措置法の基本方針について

(1) 概要

戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法（以下「戦後強制抑留者特別措置法」という。）は、参議院総務委員長提案の議員立法であり、平成22年6月16日成立し、同日公布・施行された。具体的な規定内容は以下のとおり。

① 特別給付金の支給

戦後ソ連又はモンゴルに強制抑留された者で、施行日において日本国籍を有するものには、独立行政法人平和祈念事業特別基金（総務省所管）が、帰還時期の区分に応じて25万円～150万円の特別給付金を支給。（請求期限平成24年3月末）

② 強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針の策定・公表

政府は、戦後強制抑留者に係る問題のうち特別給付金の支給により対処する以外のもので対処するために行う、その強制抑留の実態調査その他の措置を総合的に行うための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を策定・公表。

規定すべき具体的な項目は以下のとおり。

ア 強制抑留の実態調査等に関する基本的方向

イ 強制抑留下において死亡した戦後強制抑留者についての調査（その埋葬された場所についての調査を含む。）

ウ 強制抑留下において死亡した戦後強制抑留者の遺骨及び遺留品についてのその収集及び本邦への送還その他の必要な措置

エ イ又はウに掲げる措置と併せて行う戦後強制抑留者に係る強制抑留の実態の解明に資するための調査

オ 戦後強制抑留者の労苦についての国民の理解を深め、及びその戦争犠牲としての体験の後代の国民への継承を図るための事業並びに本邦に帰還することなく死亡した戦後強制抑留者に対する追悼の意を表すための事業の実施に関する基本的事項

カ 強制抑留の実態調査等として行う措置のうちイ～オに規定するもの以外のもので実施に関する基本的事項

キ 強制抑留の実態調査等についての地方公共団体及び戦後強制抑留者に関する支援等の活動を行う国内外の民間の団体その他の関係者との連携に関する基本的事項

ク その他強制抑留の実態調査等に関する重要事項

(2) 戦後強制抑留者特別措置法に基づく基本方針の策定について

戦後強制抑留者特別措置法に基づく基本方針については、政府与党内の調整の結果、厚生労働省が関係府省の協力を得て原案を作成し、政府において策定するものとされている。

現在、関係省庁等と協議を行いつつ、その具体的な内容を検討しているところ。

第4 中国残留邦人等に対する支援について

中国残留邦人等に対しては、平成19年における「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）」（以下「支援法」という。）の一部改正により、平成20年4月から、満額の老齢基礎年金等の支給、支援給付の実施及び地域における生活支援等を柱とする新たな支援策を開始し、3年目を迎えたところである。

昨年10月に公表した「中国残留邦人等実態調査」の結果では、新たな支援策の満足度について、74.9%の帰国者が「満足」または「やや満足」と答え、具体的に良くなったと思う点については、「役所・福祉事務所の対応がよくなった」と答えた帰国者が31.8%いる。

このように、皆様のご協力のもと、支援策は順調に浸透しつつあるが、中国残留邦人等の特別な事情を踏まえ、需要に応じた地域での生活支援などについてきめ細かな運用が図られるよう、引き続きご協力をお願いしたい。

なお、中国残留邦人等の高齢化により、バリアフリー化された公営住宅への住替え需要がさらに高まっていることから、平成20年3月31日付けの国土交通省通知の趣旨を踏まえ、公営住宅管理部局との十分な連携を図るなどし、良質な住環境の確保にもご協力をお願いしたい。

【参考】国土交通省通知

「中国残留邦人等の公営住宅への入居の取扱いについて」（平成20年3月31日付け国住備第143号 住宅総合整備課長から各都道府県住宅管理担当部長あて通知）

I 支援給付

中国残留邦人等に対する支援給付制度は、各都道府県・指定都市・中核市並びに各実施機関のご理解、ご協力のもと施行され、平成22年11月末現在で被支援世帯数は4,741世帯（福祉行政報告例）となっている。

支援給付制度は、支援法第14条第4項において、この法律に特別の定めがある場合のほか、生活保護法の規定の例によることとされているが、多くの点で生活保護制度とは異なる取り扱いをしている。このことから、支援給付施行事務の運用にあたっては、法令に定めるところはもとより、支援給付の実施要領及び実施要領の取扱い等に従って、中国残留邦人等の置かれている事情を把握・理解し、懇切丁寧な対応、個々のニーズに応じたきめ細やかな支援を行い、機械的な運用に陥ることのないよう、引き続き適正な運用に努めるようよろしくお願いしたい。

1. 平成23年度の支援給付実施要領等の改正について

(1) 訪問調査活動の明記について

支援給付費を支給する上で、被支援者の生活状況や必要なニーズを把握し、必要な支援を行うためには訪問調査は欠かせないものであることから、実施機関が被支援者に対し少なくとも年1回は訪問調査を実施し、被支援者と面接して世帯の状況を把握するようお願いしているところであるが、この旨を実施要領に明記することとしている。

(2) 生活保護制度と同様の改正について

平成23年度に予定されている生活保護制度と同様の改正を行うこととしている。

<生活保護制度の主な改正事項等>

- ・生活扶助一般基準の据え置き
- ・子ども手当の3歳未満の増額に伴う対応

・生活扶助、住宅扶助、出産扶助、生業扶助については、それぞれの扶助の性格を踏まえ、費用の実態等を勘案し、所要の改定を実施

なお、生活保護制度の改正事項等の詳細については、当局保護課及び保護課自立推進・指導監査室の主管課長会議資料を参照願いたい。

2. 年金額等の引下げに伴う留意点について

平成23年4月から老齢基礎年金等の公的年金の支給額が0.4%引き下げられることとなる。

これを受け、被支援者が受給する年金額が、平成23年6月支給分から引き下げられることから、次の点に留意願いたい。

- ① 特定中国残留邦人等本人に支給される満額の老齢基礎年金の月額が引き下がることにより、控除額の変更を要すること。
- ② 特定中国残留邦人等本人に支給される上記①の額を超える公的年金について、収入認定される額の変更を要すること。
- ③ 特定中国残留邦人等の配偶者に支給される公的年金について、収入認定される額の変更を要すること。

なお、収入認定の際には、被支援者の年金振込通知書等により金額を確認すること。

(参考1)

- ・ 国民年金（老齢基礎年金（満額）：1人分）
（平成22年度（月額）） （平成23年度（月額））
66,008円 → 65,741円（▲267円）

(参考2)

年金と同様の引下げが行われる給付で留意が必要なもの。

- ・ 母子家庭・父子家庭などに対する給付の児童扶養手当
- ・ 障害者などに対する給付の特別児童扶養手当、特別障害者手当及び障害児福祉手当
- ・ 原子爆弾被爆者に対する給付の健康管理手当等

3. 医療支援給付のレセプトの電子化について

支援給付担当部署における医療支援給付レセプトの電子化への対応については、レセプトをオンライン受領するための体制の整備について生活保護担当部署と連携を図り、レセプトのオンライン化への移行が円滑に進むようお願いしてきたところである。

平成23年度から電子レセプトが導入されることによって、都道府県等本庁及び各実施機関において、電子化された医療レセプトを基に、管内全体や医療機関別、支援給付受給者別の医療費分析、傷病分析など、多彩な統計・分析機能を用いた確かな現状分析が可能となるとともに、医療支援給付の適正化に向けた取組や支援給付受給者に対する受診指導等に活用することができるため、生活保護担当部署と連携を図りつつ積極的な取組をお願いします。

なお、医療レセプトの電子化への対応については、当局保護課の主管課長会議資料も併せて参照願いたい。

Ⅱ 支援給付施行事務の監査

支援法第14条第4項の規定により、その規定の例によるものとされた生活保護法第23条の規定により、平成21年度より支援給付施行事務の監査を都道府県・指定都市のご協力を得て実施しているところであり、平成23年度以降も引き続きご協力をお願いしたい。

支援給付施行事務の監査は、支援給付実施機関における支援給付施行事務について、その適否を関係法令等に照らし、個別かつ具体的に検討し、必要な是正改善の措置を講じることで適正な運用を確保するために極めて重要な役割を担うものである。

特に、支援給付制度は、支援法に特別の定めがある場合のほか、生活保護法の規定の例によることとされている。しかし、多くの点で生活保護制度とは異なる取り扱いをしていることから、被支援者のニーズに応じた適正な運営が図られているか、中国残留邦人等に対する各種施策等の活用が図られているかなどを着眼点として、幹部職員が率先して監査体制の充実・強化に努め、監査の事前検討、監査後の復命会等による監査結果の分析等を行い、各実施機関が抱える運営上の課題等を適確に把握し、その課題に即した具体的な助言、指導を行うようよろしくお願いしたい。

1 厚生労働省が実施する監査

(1) 平成22年度の監査結果

平成22年度は、21都府県市において実地監査を実施し、それ以外の道府県市については書面監査を実施している。

今年度のこれまでの監査結果では、①申請時の訪問を行わないまま支援給付の開始手続を行っている事例、②1年以上の長期にわたり家庭訪問が実施されず、生活実態等の把握ができていない事例、③課税状況調査が適切に実施されていない事例、④継続して医療を受診している者で医療要否意見書の徴取がされていない事例等が多く認められたので、同様の問題があると認められる実施機関については、支援給付の適正実施の確保に努めるよう指導願いたい。

なお、これら厚生労働省が実施した監査で問題の多かった事項など全般的な状況を本年5月中にとりまとめ、お示ししたいと考えているので、来年度以降の都道府県・指定都市で行う監査等の参考としていただきたい。

<平成22年度の実地監査実施地（21都府県市）>

堺市、神奈川県、川崎市、富山県、福井県、さいたま市、名古屋市、千葉県、

大分県、長野県、青森県、福島県、広島市、沖縄県、岡山県、高知県、熊本県、埼玉県、奈良県、京都府、東京都

(2) 平成23年度における監査計画等

また、平成23年度の実地監査については、19都道府県市を予定している。各都道府県・指定都市から提出いただく事前協議資料に基づき、平成21年度及び平成22年度に実地監査を実施した都道府県市を除いた中から、実施機関数・被支援世帯数の多寡及び各地域間でのバランス等を勘案のうえ選定することとしており、本年4月中にお知らせしたいと考えている。

(3) 支援給付施行事務監査資料の見直し

支援給付施行事務監査資料については、今年度の監査実施状況等を踏まえて、資料提出にあたり照会が多かった事項等について、記載方法を見直すなどの様式変更を検討しているところであり、様式が確定次第通知するので、変更後の様式で期限までに提出するようお願いしたい。

(4) 監査関係提出資料等

- ・事前協議資料：平成23年4月8日提出（予定）
- ・都道府県・指定都市が実施した監査結果報告：平成23年5月末提出
- ・支援給付施行事務監査資料：実地監査対象地は監査日2週間前提出
書面監査対象地は決定次第連絡する

※提出期限については遵守願いたい。

2 支援給付適正実施推進事業

支援給付適正実施推進事業（セーフティネット支援対策等事業）については、平成21年度から生活保護適正実施推進事業と分離して実施しているため、平成23年度についても、支援給付にかかる経費については、支援給付適正実施推進事業として協議願いたい。

Ⅲ 支援・相談員について

支援・相談員は、日本語が不自由など中国残留邦人等の特別な事情を踏まえ、実

施機関において支援給付事務を行う職員の補助業務、支援給付受給家庭への同行訪問や単独での、「中国帰国者等への地域生活支援プログラム」の支援事業に関する助言、日常生活上の相談を行うなど、支援給付制度の円滑な運営に不可欠だけではなく、中国残留邦人等の期待も大変強いものがある。

そのため、支援・相談員の確保に努め、特に、支援・相談員が実施機関に未配置のため、実質的な支援ができないなどの支障を来さないよう配慮をお願いしたい。

また、中国残留邦人等の支援策への理解を深めるための研修会を開催する等、支援・相談員の資質向上に努めるとともに、各実施機関、本庁においては、支援・相談員を通じて把握した中国残留邦人等のニーズや要望等に基づき、中国残留邦人等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことが出来るよう必要な支援の実施を引き続きよろしくお願いしたい。

IV 中国残留邦人等地域生活支援事業について

中国残留邦人等地域生活支援事業（セーフティネット支援対策等事業）は、各都道府県、市区町村のご理解、ご協力により、地域における日本語教室の開催や地域住民との各種交流会等を実施していただいております。中国残留邦人等からも好評であると聞いている。

他方、一部の地域では、地域生活支援事業の未実施、又は事業は実施しているものの、周知が不十分なため、中国残留邦人等が結果として日本語教室や交流事業等に参加できていない事例などが報告されているところである。

各都道府県、市区町村におかれては、引き続き当該事業を積極的に実施していただくとともに、中国残留邦人等への周知等についても工夫するなどして、中国残留邦人等が参加しやすい環境作りをお願いしたい。

また、国が運営委託している「中国帰国者支援・交流センター」（全国7カ所に設置）では、地域で暮らす中国残留邦人等の日本語学習支援や相談事業、地域住民との交流事業等を実施しているほか、各都道府県・市区町村が実施する地域生活支援事業を促進する観点から、地域支援コーディネーターを配置し、各都道府県・市区町村が行う事業に対する協力等を行っているため、日本語教室や交流事業の実施に際しては、中国帰国者支援・交流センターとも積極的に連携されたい。

第5 中国残留邦人等に対する一時金の時効失権防止 について

中国残留邦人等に対する満額の老齢基礎年金等の支給のための一時金の支給については、権利を取得した日から5年経つと、申請ができなくなり、平成20年1月1日の改正支援法施行時に権利を取得した者の申請期間は、平成24年12月31日までとなっている。

このため厚生労働省では、平成23年度より、時効失権防止のためのポスターやリーフレットの作成及び配布、ホームページ等での周知を行う予定である。

については、各都道府県におかれても、管内自治体及び関係機関・関係施設への周知について、ご協力をお願いしたい。

また、今後、「対象予定者名簿」の作成時点で消息不明の者について、各都道府県のご協力を得て調査することも検討しているので、その際はご協力をお願いしたい。

なお、一時金申請に関し照会・相談があった場合には、適切な助言・指導をお願いするとともに、必要に応じ厚生労働省社会・援護局援護企画課中国孤児等対策室まで案内頂くようお願いしたい。

第6 遺骨帰還等慰霊事業について

(1) 遺骨帰還

ア 南方地域等における戦没者の遺骨帰還

平成23年度においては、これまでの間に寄せられた残存遺骨情報に基づき、民間団体の協力を得ながら、8地域（フィリピン、東部ニューギニア、ビスマーク・ソロモン諸島、インドネシア、パラオ、インド、モンゴル（ノモンハン）沖縄・硫黄島）において実施するほか、確度の高い情報等が得られた場合には、緊急的な派遣を行うこととしている。

◎ 海外未送還遺骨の情報収集事業

戦後60数年を経過し、遺骨情報も減少し、遺骨帰還が困難な状況になりつつあるため、平成18年度からフィリピン、東部ニューギニア、ビスマーク・ソロモン諸島及びインドネシアにおいて未送還遺骨の情報収集事業を実施している。

なお、フィリピンについては、一部に比人の遺骨が含まれているのではという指摘を受け、受託団体による現地での遺骨収容事業を中断しており、事実関係の確認を含め検証を進めているところである。この検証の結果、改善すべきところがあれば改善を行った上で事業を再開することとしている。

◎ 硫黄島における状況

硫黄島からの遺骨帰還については、政府一体となって取り組むため、菅内閣総理大臣の指示により、平成22年8月10日付けで「硫黄島からの遺骨帰還のための特命チーム」が設置されたところ。平成22年12月の遺骨収容・調査において、米国資料情報に基づく収容場所が集団埋葬地である可能性が高いことを確認し、平成22年度には822柱の御遺骨を収容したところ。平成23年度からは、「平和を祈念するための硫黄島特別対策事業」として、硫黄島からの遺骨帰還の取組を強化することとしている。

イ ソ連抑留中死亡者の遺骨帰還

平成3年度から実施。平成22年12月末までに17,293柱の遺骨を送還したところである。

平成23年度においては、ロシア連邦4地域（ザバイカル地方、沿海地方、アムール州、イルクーツク州）において実施することとしている。

ウ 都道府県に遺族、団体、協力者等から埋葬地など遺骨に関する情報が寄せられた場合には、援護企画課外事室に、随時、御連絡願いたい。

(2) 慰霊巡拝

ア 南方地域等

旧主要戦域となった地域における遺族を対象として実施しているところであり、平成23年度においては、7地域（フィリピン、東部ニューギニア、ビスマーク・ソロモン諸島、インドネシア、パラオ、中国、硫黄島）について実施することとしている。

イ 旧ソ連地域

これまで、埋葬場所が特定されている地域を中心に実施してきたが、平成15年度からは埋葬場所の特定の有無にかかわらず各地方・州毎に広く遺族の参加を募っており、平成23年度においては、ロシア連邦等5地域（ハバロフスク地方、沿海地方、アムール州、グルジア、モンゴル）について実施することとしている。

ウ 参加遺族の募集

同事業の実施にあたり、都道府県においては、参加遺族の推薦方よろしく願いたい。

なお、参加遺族の募集にあたっては、既に、各都道府県援護主管課宛の事務連絡により、実施予定地域毎の実施時期、派遣予定人員をお知らせしたところである。ついては、都道府県及び市区町村の広報誌等への掲載等、広く周知を図っていただくようご協力願いたい。

(3) 慰霊碑の建立

ア 戦没者慰霊碑の管理

硫黄島及び海外旧主要戦域14か所に建立している戦没者慰霊碑については、現地の関係機関等と委託契約を締結し、維持管理が適切に行われるよう努めている。

なお、経年により劣化が見受けられる慰霊碑については、順次、補修を行っており、平成23年度においては、ミャンマーの「ビルマ平和記念碑」等2ヶ所の補修調査を行うこととしている。

イ ソ連抑留中死亡者の小規模慰霊碑

平成12年度以降、旧ソ連地域において、順次計画的に小規模な慰霊碑を建立することとしており、平成23年度においては、2か所に建立する予定である。

第7 戦没者遺骨のDNA鑑定及び遺骨等の伝達について

(1) DNA鑑定

平成11年度から同21年度までに旧ソ連地域等から遺骨を送還し、当局保管の死亡者名簿等から推定できる関係遺族約8,300人に対して、「戦没者遺骨のDNA鑑定のお知らせ」を案内し、約1,600人から申請があり、平成23年1月末までに身元が判明した遺骨795柱を順次遺族に返還している。

なお、平成22年度に帰還した遺骨に係る関係遺族への「戦没者遺骨のDNA鑑定のお知らせ」は平成23年度内に送付する予定である。

【参考】

平成15年3月に取りまとめられた「戦没者遺骨のDNA鑑定に関する検討会報告書」を踏まえ、平成15年度から、遺骨から有効なDNAを抽出できること、埋葬者資料等が残っていることなど一定の条件を満たす場合に、希望する遺族に対して国費によりDNA鑑定を実施している。

[一定の条件]

- ① 遺骨の身元を推定できる資料（例えば遺留品、埋葬地資料、確度の高い証言等）から、戦没者及び関係遺族を相当程度推定できること
- ② 遺族が遺骨の返還及び鑑定の実施を希望し、かつ、鑑定に適している戦没者の子、父母、兄弟姉妹等から検体が提供されること
- ③ 遺骨からDNA鑑定に有効なDNAを抽出することが可能であること

(2) 遺骨及び遺留品の伝達

遺骨及び遺留品については、平成3年度以降の旧ソ連抑留中死亡者の遺骨帰還及びDNA鑑定の進展に伴い、遺族が居住する都道府県から伝達していただいている。

都道府県職員が厚生労働省において遺骨等を受領できるように地方自治法附則第10条の規定に基づき各都道府県に対して旧軍関係調査事務等委託費で予

算措置を行っているが、伝達数が複数あること及び日程調整が可能な場合、厚生労働省職員が都道府県までお持ちするなど、弾力的に対応するので、随時ご相談願いたい。

なお、都道府県庁において記者発表される場合は、その旨当方でも記者発表を行うので、遺族への伝達7日前までに事前に連絡願いたい。

(参考)

1 平成3年度以降の遺骨伝達件数（平成23年1月末現在）

・旧ソ連	795柱
・モンゴル	369柱
・その他の地域	25柱
合 計	1,189柱

2 過去5年間の遺留品特定等件数（平成23年1月末現在）

・受付数	1,043件
・特定数	352件

第8 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案について

1. 法案の概要

下記の者に対して戦傷病者等の妻に対する特別給付金を支給するための改正法案を、本年の通常国会に提出中(平成23年10月1日施行)。

(1) 平成15年4月2日から平成23年4月1日までの間に新たに戦傷病者等の妻になった者。

(2) 平成15年4月1日から平成18年9月30日までの間に戦傷病者等が平病死(※)した場合の、当該戦傷病者等の妻。

(※) 平病死・・・障害年金受給者が障害年金の支給事由(公務上の傷病等)以外の傷病により死亡した場合

2. 新たな時効失権防止対策について(運用事項)

今回の改正による新たな支給対象者に対して、国において確認できる事項をあらかじめ印字した請求書を作成し、個別案内に同封することを予定。

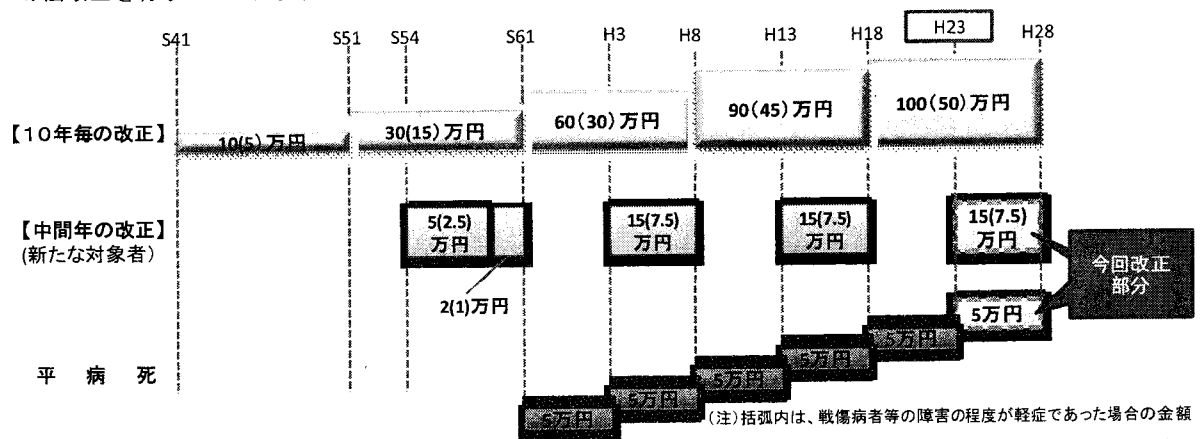
【参考：戦傷病者等の妻に対する特別給付金制度】

1. 趣旨及び対象者

- 長年にわたり、障害のある夫の介助、看護や家庭の維持等のための大きな負担に耐えてきた精神的痛苦に対して、国として特別の慰藉を行うために支給(昭和41年に制度創設)。
- 基準日において、公務上又は勤務に関連して負傷・り病し、障害の状態にあるために増加恩給(恩給法)や障害年金(援護法)等を受給している戦傷病者等の妻が対象。

2. 今回の改正の趣旨

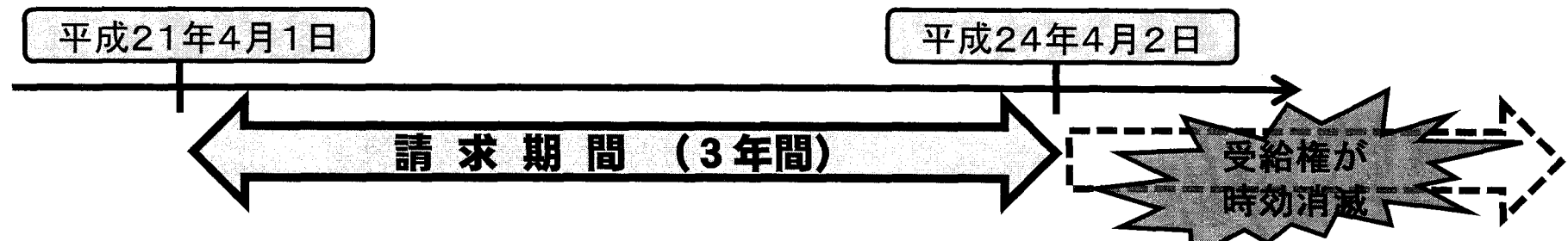
- これまで10年毎に行われてきた法改正の他に、中間年において、新たに対象者となった者等に対して特別給付金を支給するための改正を行ってきたところ、平成23年は中間年に当たることから、特別給付金を支給するための法改正を行うことが必要。



第9 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金に係る時効失権防止について

現 状

- 平成21年4月1日から受付を開始した戦没者の遺族に対する特別弔慰金については、請求期間は3年間(平成24年4月2日まで)。



- 平成21年7月に厚労省から恩給等の失権者の遺族に個別案内を実施。

依頼事項

- 平成23年度は請求期間の最終年度であり、受給権者と思われる遺族で未請求の者に対し、是非、個別の制度案内を行っていただきたい。



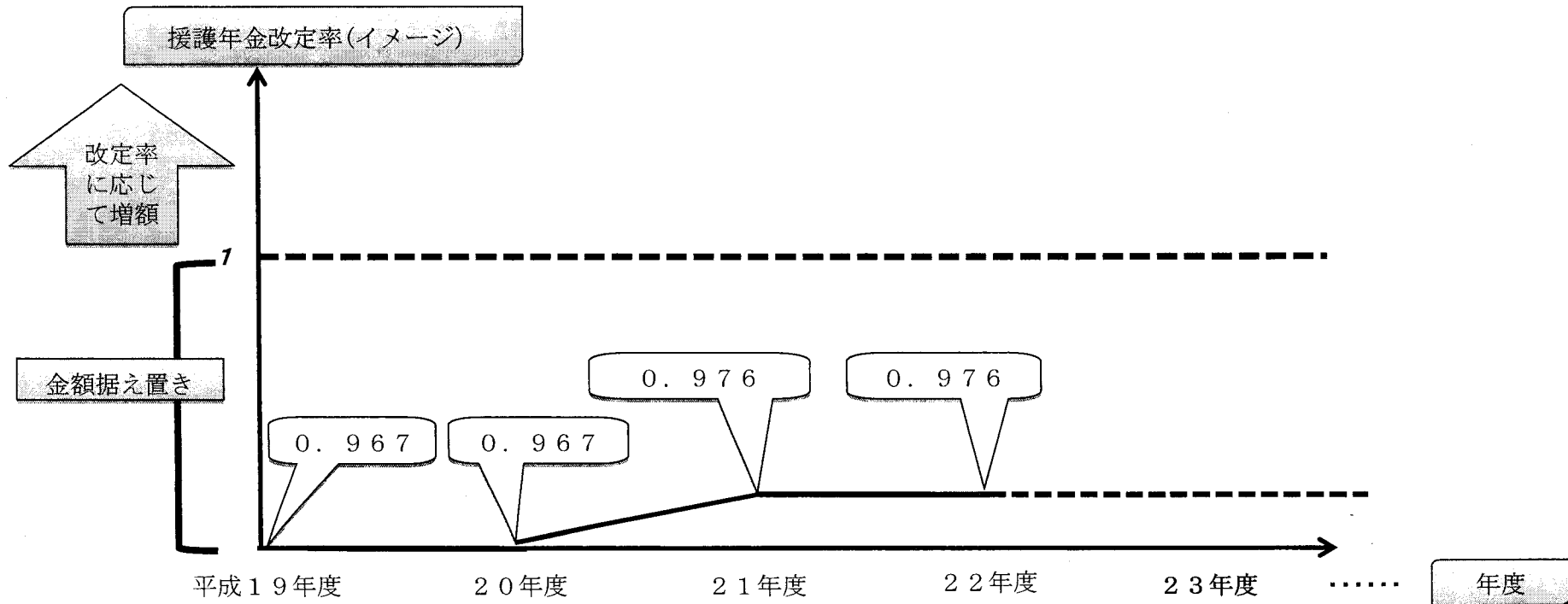
- 国において、ポスター等を作成し送付するので、都道府県においてご活用いただくとともに、各都道府県においても、自治体の広報紙等を活用した広報活動について、なお一層努力していただきたい。

第10 平成23年度における援護年金額について

○ 援護年金額は、公的年金の引上率による自動改定

- ・ 平成19年度より、援護年金額は、恩給と同様に、公的年金の引上率（物価上昇率等により決定）を基準に自動改定する仕組み。
- ・ 仮に公的年金の引上率が「1」以下であれば、援護年金額は据え置き。

※ 平成22年平均の全国消費者物価指数は、対前年比でマイナス0.7%。



第11 援護年金に係る受給権調査等について

1 受給権調査の実施について

受給権調査は、住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）の利用により実施しているが、確認ができない住基ネット不参加自治体居住者及び外国居住者について、次により実施することとする。

（1）調査の目的

平成23年4月1日における援護年金受給者等の現況を確認し、援護年金の支給を適正に行うことを目的とする。

（2）調査の方法

ア 住基ネット不参加自治体居住者については、当該自治体あてに受給者リストを送付し、住民票記載事項証明を依頼する。

イ 外国居住者については、在留証明書（または居住証明書）の提出を求める文書を厚生労働省から受給者あてに直接郵送する（3月下旬発送予定）。

受給者は、4月28日までに在留証明書等を厚生労働省に提出する。

（3）その他

受給権調査の実施要領については、3月下旬に都道府県あて通知する。

2 「援護年金受給者のしおり」の送付時期について

「援護年金受給者のしおり」については、3月下旬に都道府県あて一括送付するので、管内の市区町村及び戦傷病者・戦没者遺族相談員への配付方よろしくお願いする。

なお、受給者に対しては、平成23年度の「支給通知書」を同封の上、5月下旬に送付する予定である。

第12 旧陸海軍関係恩給進達事務等について

1 恩給請求進達事務

旧軍人等からの各種恩給請求については、各都道府県の御協力を得て円滑に処理されてきているが、現在もなお年間約400件の請求があり、進達を行っている。

各都道府県におかれては、これらの請求者がいずれも高齢者であることに配慮され、一層のきめ細かな対応と迅速な事務処理をお願いしたい。

2 各種恩給未請求者の請求促進

旧軍人等の中には、恩給受給権を有しているにもかかわらず、請求を行っていない者が少なからずいると考えられる。関係者の高齢化が進んでいることから、都道府県におかれては、今後とも一層懇切丁寧な対応に努められるとともに、保管の兵籍、戦時名簿等人事関係資料を精査し、各種恩給権の有無を確認の上、未請求者に対する請求指導を引き続きお願いしたい。

3 援護関係映像資料の保管状況調査の実施

当課援護情報管理室では、戦後70周年に向けて、援護行政に有益な「映像資料等」について、援護関係人事資料等とともに保存・継承するための検討を行っている。

その一環として平成20年度から3か年計画にて各都道府県及び各都道府県内の図書館・資料館等における映像資料の保管状況等の実態調査を行ってきたところであるが、貴重な資料が発掘されており平成23年度においても引き続き調査を実施したいと考えているので、各都道府県の御協力をお願いしたい。

第13 旧令共済組合員に係る履歴証明等について

1 旧令共済組合員に係る履歴証明事務

旧陸軍軍属にかかる履歴証明事務については一部を除き、都道府県の証明とされており、日本年金機構からの履歴証明依頼は、今年度も4,000件を超える件数が見込まれる。

都道府県が行う証明については、当室保管資料を添付のうえ、出来る限り早期に証明依頼を行うこととするので、当該都道府県におかれては、証明の有無にかかわらず、依頼を受けてから遅くとも2ヶ月を目途に当室に回答されるようお願いしたい。

また、例年行われている援護法等施行事務研修会を来年度も実施することとしているが、来年度の研修会においても、履歴証明が困難なケースの履歴作成について、具体的な事例を用いて詳しく説明することとしている。

なお、厚生年金保険法に係る履歴証明発行依頼について、申請者及び遺族より都道府県に照会があった場合には、最寄りの年金事務所あて申請するよう指導願いたい。

2 人事関係資料の照会

(1) 陸軍関係

当室に履歴事項について調査を依頼する場合、「陸軍軍歴証明事務関係通知集」(昭和53年3月改刷)71～73頁を参照のうえ依頼されたい。

なお、当室保管の海軍資料の中に「旧陸軍」軍人軍属在籍の記録が含まれている場合もあるので、その場合においては、当室に照会されるよう念のため申し添える。

(2) 海軍関係

旧海軍人事関係資料について、問い合わせがあった場合には、当室あて直接照会されるよう指導されたい。

第14 旧ソ連抑留者等の資料調査について

1 抑留中「死亡者」の資料

(1) 旧ソ連抑留中死亡者については、平成3年以降、ロシア側より約4万1千人の死亡者名簿等の提供を受け、その翻訳名簿を厚生労働省ホームページに掲載している。

また、提供された資料と日本側資料との照合調査を行い、一昨年までに死亡者約5万3千人のうち、約3万2千人を特定してきたところである。

(2) 昨年、ロシア国立軍事古文書館より約70万枚の旧ソ連抑留者登録カードを入手し、日本側資料による未特定の死亡者との照合調査を行っており、これまでに新たな1,603人(平成23年1月末現在)を特定したところである。

(3) 特定できた者については、その遺族に資料の記載内容をお知らせしており、各都道府県においては、引き続き、当該者の遺族調査等にご協力願いたい。

(4) また、これまで提供を受けた資料では特定できない者がいることから、ロシア側に対し更なる資料調査・提供を要請している。今後、新たな資料を入手し調査の結果、特定できた場合にはこれまでと同様、遺族調査等にご協力願いたい。

(参考) 旧ソ連抑留中死亡者資料の進捗状況(平成23年1月末現在)

日本側資料による旧ソ連抑留中死亡者数	約 53,000人
うち 特定された死亡者	約 34,000人
資料未提供等により未特定の者	約 19,000人

2 抑留「帰還者」の資料

抑留帰還者に関する資料については、ロシア政府より約47万人分、モンゴル政府より約1万人分の個人資料が提供されており、帰還者本人又はその遺族が希望する場合には、当該資料を提供することとしているので、各都道府県に問い合わせがあった場合は、当室あて直接照会するようご案内願いたい。